

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 68 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 3 月 13 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

札幌医科大学保育所運営業務

(2) 契約の目的の仕様等

契約書（案）及び業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約に準ずる契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

札幌医科大学保育所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 8 年北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 67 号に規定する保育所運営業務の資格を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「規則」という。）第 5 条第 1 項による、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 8 年 3 月 13 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒060-8556 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目
札幌医科大学事務局総務課
電話番号 011-611-2111 内線 21130

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南 1 条西 17 丁目

札幌医科大学事務局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目

札幌医科大学大学管理棟 5 階共通会議室

(2) 入札日時 令和 8 年 3 月 25 日（水）午前 9 時 30 分

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

6 入札保証金

規則第 9 条第 1 項第 2 号により、免除する。

7 契約保証金

規則第 37 条第 1 項第 3 号により、免除する。

- 8 送付による入札の可否
認めない。
- 9 落札者の決定方法
規則第 19 条第 1 項に規定する場合を除き、規則第 10 条第 1 項により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
 - (1) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
 - (2) 最低制限価格
設定していない。
 - (3) 無効入札
開札の時に、2 に規定する資格を要しない者のした入札、規則第 15 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (4) 落札者の決定方法
規則第 19 条第 1 項に規定する場合を除き、規則第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - (5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目
電話番号 011-611-2111 内線 21130
 - (7) 前金払いはしない。
 - (8) 概算払いはしない。
 - (9) 部分払いはしない。
 - (10) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
 - (11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
 - (12) この入札の執行は、公開にする。
 - (13) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼書に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
 - (14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。